

意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置等に関する省令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）（第一条関係）
意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）（第三条関係）
特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）（第五条関係）
電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）（第六条関係）
経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）（第七条関係）
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）（第八条関係）
計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）（第九条関係）
特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）（第十条関係）
工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）（第十一条関係）
弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）（第十三条関係）

改 正 案	現 行
<p>（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出）</p> <p>第二十七条の三の三（略）</p> <p>2 特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める国は、アメリカ合衆国（同法第四十三条第五項に規定する電磁的方法により、同条第二項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。）、大韓民国及び歐州特許付与に関する条約の締約国（歐州特許庁（歐州特許付与に関する条約第四条の歐州特許庁をいう。）に対し出願に係る書類を提出した場合に限る。）とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出）</p> <p>第二十七条の三の三（略）</p> <p>2 特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める国は、大韓民国及び歐州特許付与に関する条約の締約国（歐州特許庁（歐州特許付与に関する条約第四条の歐州特許庁をいう。）に対し出願に係る書類を提出した場合に限る。）とする。</p>
<p>（特許出願の分割をする場合の補正）</p> <p>第三十条 特許法第四十四条第一項第一号の規定により新たな特許出願をしようとする場合において、もとの特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面を補正する必要があるときは、もとの特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正は、新たな特許出願と同時にしなければならない。</p> <p>（証人尋問の規定の準用）</p> <p>第六十条の六 第五十八条の三の規定は鑑定人の呼出状について、第五十八条の四の規定は鑑定人に期日に出頭することができない事由が生じた場合について、第五十八条の五第二項、第三項及び第五項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第五十八条の九、第五十八条の十一、第五十八条の十二、第五十八条の十四及び第五十八条の十五の規定は鑑定人に口頭で意見</p>	<p>（特許出願の分割をする場合の補正）</p> <p>第三十条 特許法第四十四条第一項の規定により新たな特許出願をしようとする場合において、もとの特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面を補正する必要があるときは、もとの特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正は、新たな特許出願と同時にしなければならない。</p> <p>（証人尋問の規定の準用）</p> <p>第六十条の六 第五十八条の三の規定は鑑定人の呼出状について、第五十八条の四の規定は鑑定人に期日に出頭することができない事由が生じた場合について、第五十八条の五第二項、第三項及び第五項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第五十八条の九、第五十八条の十一、第五十八条の十二、第五十八条の十四及び第五十八条の十五の規定は鑑定人に口頭で意見</p>

を述べさせる場合について、第五十八条の十七の規定は特許法第一百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七十八条の規定により鑑定人の意見の陳述に代えて書面の提出をさせる場合について、第五十八条の十八の規定は受命審判官が鑑定人に意見を述べさせる場合について準用する。

を述べさせる場合について、第五十八条の十七の規定は特許法第一百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七十八条の規定により鑑定人の尋問に代えて書面の提出をさせる場合について、第五十八条の十八の規定は受命審判官が鑑定人に意見を述べさせる場合について準用する。

改 正 案	現 行
<p>第九条の二 意匠法第四十二条第一項第一号の規定による第一年分の登録料の納付について登録料を納付しようとする者（登録料を納付しようとする者が意匠登録出願人（その者の代理人を含む。）と同一の者である場合に限る。）が同号の規定による第一年分の登録料の納付と同時に同法第十四条第一項の規定による請求をしようとする場合は、当該登録料納付書に必要な事項を記載して同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面の提出を省略することができる。</p> <p style="text-align: right;">（手続補正書の様式等）</p> <p>第十五条 手続の補正のうち、様式第一から様式第十二まで若しくは様式第十四、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は第十九条第七項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十五条の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項</p> <p style="text-align: right;">（手続補正書の様式等）</p> <p>第十五条 手続の補正のうち、様式第一から様式第十二まで若しくは様式第十四、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、第十九条第二項において準用する特許法施行規則第二十七条の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は第十九条第六項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十五条の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項</p>	

に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正是様式第十四により、それ以外の手続の補正是様式第十五によりしなければならない。

2 4 (略)

(登録料納付書の様式等)

第十八条 (略)

2 前項の納付書には、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第一条第三項の規定にかかるらず、納付者の印を押すこと不要しない。ただし、第九条の二の規定により、当該登録料納付書に必要な事項を記載して意匠法第十四条第二項各号に掲げる事項を記載した書面の提出を省略する場合は、この限りでない。

3 (略)

(特許法施行規則の準用)

第十九条 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一号、第十一条の二、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。

に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十二条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正是様式第十四により、それ以外の手続の補正是様式第十五によりしなければならない。

2 4 (略)

(登録料納付書の様式等)

第十八条 (略)

2 前項の納付書には、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第一条第三項の規定にかかるらず、納付者の印を押すこと不要しない。

3 (略)

(特許法施行規則の準用)

第十九条 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一号、第十一条の二、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。

五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五とあるのは「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで若しくは様式第十四、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の一第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第三十六、同規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十八若しくは同規則第十八条若しくは同規則第二十二、意匠法施行規則第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第七項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第五十条第五項に規定する様式第六十五条の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五条の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五条の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五条の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五条の十一、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五条の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五条の十九、同規則第六十六条に規定する様式第六十五条の二十一、同規則第六十一条第一項に規定する様式第六十五条の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五条の二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

2 | 手続をした者は、前項において準用する特許法施行規則第九条の二に規定する第一項又は第二項の届出をすることなく、新

五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五とあるのは「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで若しくは様式第十四、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の一第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第七項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第五十条第五項に規定する様式第六十五条の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五条の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五条の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五条の十一、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五条の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五条の十九、同規則第六十六条に規定する様式第六十五条の二十一、同規則第六十一条第一項に規定する様式第六十五条の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五条の二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

たな代理人により第九条の二の規定に基づき意匠法第四十二条
第一項第一号の規定による第一年分の登録料の納付と同時に同
法第十四条第一項の規定による請求をしようとするときは、前
項において準用する特許法第四条の三第三項ただし書の規定に
かかるらず、その代理人の代理権は、書面をもつて証明しなけ
ればならない。
（略）

2 |
3 |
7 |
（略）

特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）（第五条関係）

改 正 案	現 行
<p>（課税標準の価格の記載）</p> <p>第十二条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一 第十三号(三)及び(五)イに掲げる事項の登録を申請するときは、申請書に課税標準の価格を記載しなければならない。</p>	<p>（課税標準の価格の記載）</p> <p>第十二条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一 第十三号(三)に掲げる事項の登録を申請するときは、申請書に課税標準の価格を記載しなければならない。</p>

電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）（第六条関係）

改 正 案	現 行
<p>（表示の方式）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 前項の規定により表示すべき届出事業者又は検査機関の氏名又は名称については、その者が経済産業大臣の承認を受け、又は経済産業大臣に届け出た場合に限り、その承認を受けた略称又は届け出た登録商標（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二条第五項の登録商標をいう。）を用いることができる</p> <p>3（略）</p>	<p>（表示の方式）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 前項の規定により表示すべき届出事業者又は検査機関の氏名又は名称については、その者が経済産業大臣の承認を受け、又は経済産業大臣に届け出た場合に限り、その承認を受けた略称又は届け出た登録商標（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二条第二項の登録商標をいう。）を用いることができる</p> <p>3（略）</p>

経済産業省認定登録品の技術上の基準並びに該する命令（昭和廿九年九月三十日付）（第十七号）

改 出 版	改 出 版
同表第一（紙の紙、紙の紙、紙の紙第一種類）	同表第一（紙の紙、紙の紙、紙の紙第一種類）
特定製品の区分	技術上の基準
1. 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後24月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。以下「乳幼児用ベッド」という。）	1 ~ 19 (略) 20(1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は經濟産業大臣に届け出た登録商標（商標法（昭和34年法律第127号）第2条第5項の登録商標をいう。以下同じ。）をもつて代えることができる。 (2) (略)
2. ~ 6. (略)	2. ~ 6. (略)

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）（第八条関係）

	改 正 案	現 行
	<p>（特定手続の指定）</p> <p>第十一条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないとする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。</p> <p>一〇二十三（略）</p> <p>二十四 意匠法第十四条第三項の規定による秘密にすることを請求した期間の延長又は短縮の請求</p> <p>二十五・二十六（略）</p> <p>二十七 拒絶査定等に対する審判に係る手続であつて、次に掲げるもの（ハからリまで及びヲからツまでに掲げるものにあつては、証拠保全に係るもの）を除く。）</p> <p>イール（略）</p> <p>ヲ 特許法施行規則第五十条第三項（意匠法施行規則第十九条第七項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用する場合を含む。）の規定による証拠説明書の提出</p> <p>ワ 特許法施行規則第五十一条第一項（意匠法施行規則第十九条第七項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出</p> <p>力 特許法施行規則第五十八条の二第一項（意匠法施行規則第十九条第七項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用する場合を含む。）の規定による尋問事項書の提出</p> <p>タ 特許法施行規則第五十八条の十七第一項（意匠法施行規則第十九条第七項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出</p> <p>出</p> <p>ヨ 特許法施行規則第五十八条の十七第一項（意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出</p> <p>力 特許法施行規則第五十八条の二第一項（意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出</p> <p>タ 特許法施行規則第六十条第一項（意匠法施行規則第十九条第七項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準</p>	<p>（特定手続の指定）</p> <p>第十一条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないとする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。</p> <p>一〇二十三（略）</p> <p>二十四 意匠法第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した期間の延長又は短縮の請求</p> <p>二十五・二十六（略）</p> <p>二十七 拒絶査定等に対する審判に係る手続であつて、次に掲げるもの（ハからリまで及びヲからツまでに掲げるものにあつては、証拠保全に係るもの）を除く。）</p> <p>イール（略）</p> <p>ヲ 特許法施行規則第五十条第三項（意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用する場合を含む。）の規定による証拠説明書の提出</p> <p>ワ 特許法施行規則第五十一条第一項（意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出</p> <p>力 特許法施行規則第五十八条の二第一項（意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出</p> <p>タ 特許法施行規則第六十条第一項（意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準</p>

(略)	(略)	(略)	(略)	書面	手続の区分	(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等)	第十二条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願若しくは防護標章登録出願の願書又は登録料納付書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならない。	ソ 特許法施行規則第六十一条の十一（意匠法施行規則第十一条第七項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用する場合を含む。）の規定による鑑定を求める事項を記載した書面の提出
(略)	(略)	(略)	(略)	記載事項	手続の区分	(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等)	第十二条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願又は防護標章登録出願の願書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならない。	ソ 特許法施行規則第六十一条の十一（意匠法施行規則第十一条第六項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用する場合を含む。）の規定による鑑定を求める事項を記載した書面の提出
(略)	(略)	(略)	(略)	書面	手續の区分	(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等)	第十二条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願又は防護標章登録出願の願書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならない。	ソ 特許法施行規則第六十一条の十一（意匠法施行規則第十一条第七項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用する場合を含む。）の規定による鑑定を求める事項を記載した書面の提出

(略)	(略)	(略)	(略)	書面	手續の区分	(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等)	第十二条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願又は防護標章登録出願の願書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならない。	ソ 特許法施行規則第六十一条の十一（意匠法施行規則第十一条第六項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用する場合を含む。）の規定による鑑定を求める事項を記載した書面の提出
(略)	(略)	(略)	(略)	記載事項	手續の区分	(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等)	第十二条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願又は防護標章登録出願の願書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならない。	ソ 特許法施行規則第六十一条の十一（意匠法施行規則第十一条第七項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用する場合を含む。）の規定による鑑定を求める事項を記載した書面の提出
(略)	(略)	(略)	(略)	書面	手續の区分	(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等)	第十二条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願又は防護標章登録出願の願書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならない。	ソ 特許法施行規則第六十一条の十一（意匠法施行規則第十一条第七項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用する場合を含む。）の規定による鑑定を求める事項を記載した書面の提出

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(暗証番号の入力等)

第十三条 電子情報処理組織を使用して第十条の規定による特定手続を行う者（代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人）は、次の各号のいずれかの方法によりその特定手続を行わなければならない。ただし、同条第五号の規定による特定手続（外国語による国際出願に限る。）及び同条第五十九号の規定による特定手続にあつては次の第一号に掲げる方法により、その特定手続を行わなければならない。

- 一 インターネットを利用して特定手続を行う者にあつては、識別番号を電子計算機から入力し（第十条の二第二項ただし書に規定する特許庁長官が定める場合は、この限りでない。）、かつ、同条第一項の規定により入力する事項に係る情報

(暗証番号の入力等)	第十三条 電子情報処理組織を使用して第十条の規定による特定手続を行う者（代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人）は、次の各号のいずれかの方法によりその特定手続を行わなければならない。ただし、同条第五号の規定による特定手続（外国語による国際出願に限る。）及び同条第五十九号の規定による特定手続にあつては次の第一号に掲げる方法により、その特定手続を行わなければならない。
(暗証番号の入力等)	第十三条 電子情報処理組織を使用して第十条の規定による特定手続を行う者（代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人）は、次の各号のいずれかの方法によりその特定手続を行わなければならない。ただし、同条第五号の規定による特定手続（外国語による国際出願に限る。）及び同条第五十九号の規定による特定手続にあつては次の第一号に掲げる方法により、その特定手続を行わなければならない。
(暗証番号の入力等)	第十三条 電子情報処理組織を使用して第十条の規定による特定手続を行う者（代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人）は、次の各号のいずれかの方法によりその特定手続を行わなければならない。ただし、同条第五号の規定による特定手続（外国語による国際出願に限る。）及び同条第五十九号の規定による特定手続にあつては次の第一号に掲げる方法により、その特定手続を行わなければならない。

に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る次に掲げるいずれかの電子証明書（第十条第五号の規定による特定手続を行う者にあつては、次のイ又はハに掲げる電子証明書に限る。）と併せて送信する方法

イ（略）

口 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書

ハ イ及び口に掲げるもののほか、特許庁長官が告示で定める電子証明書

二（略）

（物件の提出）

第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一（略）

八 特許法施行規則第二十七条第一項（実用新案法施行規則第二十三条第四項、意匠法施行規則第十九条第三項及び商標法施行規則第二十二条第四項において準用する場合を含む。）

の規定により提出すべき届出人の権利について持分の定めがあること、特許法第七十三条第二項（実用新案法第二十六条、意匠法第三十六条及び商標法第三十五条（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の定めがあること、又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百五十六条第一項ただし書の契約があることを証明する書面

九 特許法施行規則第二十七条第三項（実用新案法施行規則第

に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る次に掲げるいずれかの電子証明書と併せて送信する方法

イ（略）

口 イに掲げるもののほか、特許庁長官が告示で定める電子証明書

二（略）

（物件の提出）

第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一（略）

八 特許法施行規則第二十七条第一項（実用新案法施行規則第二十三条第四項、意匠法施行規則第十九条第二項及び商標法施行規則第二十二条第四項において準用する場合を含む。）

の規定により提出すべき届出人の権利について持分の定めがあること、特許法第七十三条第二項（実用新案法第二十六条、意匠法第三十六条及び商標法第三十五条（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の定めがあること、又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百五十六条第一項ただし書の契約があることを証明する書面

九 特許法施行規則第二十七条第三項（実用新案法施行規則第

二十三条第四項、意匠法施行規則第十九条第三項及び商標法施行規則第二十二条第四項において準用する場合を含む。)又は特許法施行規則第二十七条第四項(実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき特許出願人の権利について持分の定めがあることを証明する書面

十一十三(略)

十四 特許法施行規則第五十条第一項(意匠法施行規則第十九条第七項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき証拠物件

十五十八(略)

2~4

(特定通知等の指定)

第二十三条の四 法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令(別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。)とする。

一八(略)

九 特許法第五十条の二(同法第百五十九条第二項及び第百六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知

一九十二(略)

十三 特許法第百三十七条第一項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。)又は特許法第百四十四条の二第一項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による審判官又は審判書記官の指定に関する特許法施行規則第四十八条第二項(意匠法施行規則第十九条第七項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用する場合を含む。)に規定する指定又は変更の通知(拒絶査定等に対する審判

二十三条第四項、意匠法施行規則第十九条第二項及び商標法施行規則第二十二条第四項において準用する場合を含む。)又は特許法施行規則第二十七条第四項(実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき特許出願人の権利について持分の定めがあることを証明する書面

十一十三(略)

十四 特許法施行規則第五十条第一項(意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき証拠物件

十五十八(略)

2~4

(特定通知等の指定)

第二十三条の四 法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令(別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。)とする。

一八(略)

九十一(略)

十二 特許法第百三十七条第一項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。)又は特許法第百四十四条の二第一項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による審判官又は審判書記官の指定に関する特許法施行規則第四十八条第二項(意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用する場合を含む。)に規定する指定又は変更の通知(拒絶査定等に対する審判

に係るものに限る。)

十四～二十六 (略)

別表第一（第二条、第三条、第四条、第十条、第二十二条、第二十三条の四、第三十四条の一関係）

一 (略)	(略)	第一二十三条の四第三号から第六号まで、第八号、第十号、第十一号、第二十一号及び第二十二号に掲げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）
二 (略)	(略)	第一二十三条の四第三号から第六号まで、第八号、第十号、第十一号及び第二十号から第二十四号までに掲げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に請求された拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）
三 (略)	(略)	第一二十三条の四第三号から第五号まで、第八号、第十号、第十一号、第二十一号及び第二十二号に掲げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判を請求した事

に係るものに限る。)

十三～二十五 (略)

別表第一（第二条、第三条、第四条、第十条、第二十二条、第二十三条の四、第三十四条の一関係）

一 (略)	(略)	第一二十三条の四第三号から第六号まで、第八号から第十号まで及び第十九号から第二十三号までに掲げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に請求された拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）
二 (略)	(略)	第一二十三条の四第三号から第五号まで、第八号、第九号、第十一号、第二十号及び第二十一号に掲げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判を請求した事
三 (略)	(略)	第一二十三条の四第三号から第五号まで、第八号、第九号、第十一号に掲げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判を請求した事

六 (略)	五 (略)	四 (略)	事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。)
(略)	(略)	(略)	(略)
又は命令 及び第二十一号に掲げる通知 ら第十九号まで、第二十一号か 五号まで、第八号、第十号か 第二十三条の四第三号から第 五号まで、第八号、第十一号 及び第二十一号に掲げる通知 又は命令	第二十三条の四第三号から第 五号まで、第八号、第十号、 第十一号から第十九号まで、 第二十一号及び第二十一号に 掲げる通知又は命令	第一二十三条の四第三号から 五号まで、第八号、第九号、 第十一号から第十八号まで、 第二十号及び第二十一号に掲 げる通知又は命令	第一二十三条の四第三号から 五号まで、第八号、第九号、 第十一号、第二十号及び第二 十一号に掲げる通知又は命令 （平成十二年一月一日以後に 商標法第四十四条第一項（ 同法第六十八条第四項及び同 法附則第十三条（同法附則第 二十三条において準用する場 合を含む。）又は同法第四十 五条第一項（同法第六十八条 第四項において準用する場合 を含む。）の審判を請求した 事件が特許庁に係属している 場合にするものを除く。）

六 (略)	五 (略)	四 (略)	件が特許庁に係属している場 合にするものを除く。)
(略)	(略)	(略)	(略)
又は命令 及び第二十一号に掲げる通知 ら第十九号まで、第二十一号か 五号まで、第八号、第十一号 第二十三条の四第三号から第 五号まで、第八号、第十八号 一号に掲げる通知又は命令	第二十三条の四第三号から第 五号まで、第八号、第十一号 から第十八号まで、第二十号 及び第二十一号に掲げる通知 又は命令	第一二十三条の四第三号から 五号まで、第八号、第九号、 第十一号から第十八号まで、 第二十号及び第二十一号に掲 げる通知又は命令	第一二十三条の四第三号から 五号まで、第八号、第九号、 第十一号、第二十号及び第二 十一号に掲げる通知又は命令 （平成十二年一月一日以後に 商標法第四十四条第一項（ 同法第六十八条第四項及び同 法附則第十三条（同法附則第 二十三条において準用する場合 を含む。）又は同法第四十 五条第一項（同法第六十八条 第四項において準用する場合 を含む。）の審判を請求した 事件が特許庁に係属している 場合にするものを除く。）

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）（第九条関係）

改 正 案	現 行
<p>（修理済表示）</p> <p>第十五条 法第五十条第一項の表示（以下「修理済表示」という。）は、次の各号に定めるところにより付するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 修理済表示には、当該点検又は補修を行つた届出製造事業者又は届出修理事業者の名称、登録商標（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二条第五項の登録商標をいう。）又は経済産業大臣に届け出た記号（検定検査規則第七条第三項第一号の様式第六により届け出たものに限る。）を表示すること。</p> <p>五 （略）</p>	<p>（修理済表示）</p> <p>第十五条 法第五十条第一項の表示（以下「修理済表示」という。）は、次の各号に定めるところにより付するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 修理済表示には、当該点検又は補修を行つた届出製造事業者又は届出修理事業者の名称、登録商標（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二条第二項の登録商標をいう。）又は経済産業大臣に届け出た記号（検定検査規則第七条第三項第一号の様式第六により届け出たものに限る。）を表示すること。</p> <p>五 （略）</p>

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）（第十条関係）

改 正 案	現 行
<p>（表記等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>3 特定計量器（表記を付することが著しく困難なものとして経済産業大臣が別に定める質量計並びに温度計、密度浮ひょう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器、酒精度浮ひょう及び浮ひょう型比重計を除く。）には、その見やすい箇所に、次の事項が表記されなければならない。</p> <p>一 当該特定計量器の製造事業者名、当該製造事業者の登録商標（商標法（昭和三十四年法律第二百一十七号）第二条第五項の登録商標をいう。）又は様式第六により経済産業大臣に届け出た記号（以下「製造事業者名等」という。）</p> <p>4～6（略）</p>	<p>（表記等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>3 特定計量器（表記を付することが著しく困難なものとして経済産業大臣が別に定める質量計並びに温度計、密度浮ひょう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器、酒精度浮ひょう及び浮ひょう型比重計を除く。）には、その見やすい箇所に、次の事項が表記されなければならない。</p> <p>一 当該特定計量器の製造事業者名、当該製造事業者の登録商標（商標法（昭和三十四年法律第二百一十七号）第二条第二項の登録商標をいう。）又は様式第六により経済産業大臣に届け出た記号（以下「製造事業者名等」という。）</p> <p>4～6（略）</p>

工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）（第十一条関係）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: right;">（納付）</p> <p>第五条（略）</p> <p>3 2 （略）</p> <p>3 一の手続に係る現金納付に係る工業所有権の手数料等は、一の納付書により納付しなければならない。ただし、手数料等の補正及び特許出願又は実用新案登録出願に係る請求項の数を増加する補正を手続補正書の提出により同時に行う場合、誤訳の訂正を目的とする補正及び特許出願に係る請求項の数を増加する補正を誤訳訂正書の提出により同時に行う場合、誤訳の訂正を誤訳訂正書の提出により同時に行う場合、実用新案登録出願及び当該実用新案に係る第一年から第三年までの登録料の納付を実用新案登録願の提出により同時に行う場合、意匠登録出願及び当該意匠登録に係る意匠法第十四条第一項の規定による意匠を秘密にすることの請求（以下この項において「意匠を秘密にすることの請求」という。）を意匠登録願の提出により同時に行う場合、同法第四十二条第一項第一号の規定による第一年分の登録料の納付及び意匠を秘密にすることの請求を登録料納付書の提出により同時に行う場合、手数料の補正及び商標登録出願に係る商品及び役務の区分の数を増加する補正を手続補正書の提出により同時に行う場合並びに特許法施行規則第十二条第二項若しくは第三項（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）第二十三条第一項及び意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第九条第二項若しくは第三項及び特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第十九条第一項において準用する場合を含む。）、商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第二十三条第一項及び意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第十九条第一項（実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第十六条第二項及び商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十四号）第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により「以上の届出を一の書面でする場合には、その手続をする際に納付しなければならない現金納付</p>	<p style="text-align: right;">（納付）</p> <p>第五条（略）</p> <p>3 2 （略）</p> <p>3 一の手続に係る現金納付に係る工業所有権の手数料等は、一の納付書により納付しなければならない。ただし、手数料等の補正及び特許出願又は実用新案登録出願に係る請求項の数を増加する補正を手続補正書の提出により同時に行う場合、誤訳の訂正を目的とする補正及び特許出願に係る請求項の数を増加する補正を誤訳訂正書の提出により同時に行う場合、実用新案登録出願及び当該実用新案に係る第一年から第三年までの登録料の納付を実用新案登録願の提出により同時に行う場合、意匠登録出願及び当該意匠登録に係る意匠法第十四条第一項の規定による意匠を秘密にすることの請求を意匠登録願の提出により同時に行う場合、手数料の補正及び商標登録出願に係る商品及び役務の区分の数を増加する補正を手続補正書の提出により同時に行う場合並びに特許法施行規則第十二条第二項若しくは第三項（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）第二十三条第一項及び意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第十九条第一項において準用する場合を含む。）、商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第二十三条第一項及び意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十四号）第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により「以上の届出を一の書面でする場合には、その手続をする際に納付しなければならない現金納付</p>

録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により二以上の届出を一の書面でする場合には、その手続をする際に納付しなければならない現金納付に係る工業所有権の手数料等を一の納付書により納付しなければならない。

に係る工業所有権の手数料等を一の納付書により納付しなければならない。

弁理士法施行規則（平成十一年通商産業省令第四百十一号）（第十三条関係）

改 正 案	現 行
<p>（特許証等の再交付の請求）</p> <p>第十四条 令第六条第十号に規定する経済産業省令で定める手続 は、特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第六 十七条（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十 一号）第二十三条第十三項、意匠法施行規則（昭和三十五年通 商産業省令第十二号）第十九条第八項及び商標法施行規則（昭 和三十五年通商産業省令第十三号）第二十二条第九項で準用す る場合を含む。）の規定による再交付の請求とする。</p>	<p>（特許証等の再交付の請求）</p> <p>第十四条 令第六条第十号に規定する経済産業省令で定める手續 は、特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第六 十七条（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十 一号）第二十三条第十三項、意匠法施行規則（昭和三十五年通 商産業省令第十二号）第十九条第七項及び商標法施行規則（昭 和三十五年通商産業省令第十三号）第二十二条第九項で準用す る場合を含む。）の規定による再交付の請求とする。</p>